

早稲田大学研究院 総合研究機構  
社会的養育研究所

こども家庭ソーシャルワーカー養成の  
あり方に関する調査研究委員会  
2023年度 報告書

2024（令和6）年8月



早稲田大学

# 目次

第1章	これまでの流れと今年度の成果概要	1
第2章	実施体制・委員名簿	1
第3章	実施内容	2
1.	第1回実施内容	2
2.	第2回実施内容	3
3.	第3回実施内容	18

# こども家庭ソーシャルワーカーの養成のあり方に関する 調査研究委員会

## 1. これまでの流れと今年度の成果概要

本委員会は、2024年度より実施の「こども家庭ソーシャルワーカー資格」及び2026年度の本資格見直しに向けて、既存のソーシャルワーカー資格を基礎として考えるのではなく、本来あるべき姿や必要とされている役割を担うことのできる新たな資格として位置付ける必要があると考え、人材育成の理念とその方法を検討することを目的とする。

これまでの流れとしては、2022年度は、英国やフランスなど諸外国のソーシャルワーカーの養成システムや養成カリキュラム内容の専門家を招聘し、それぞれの国での実践方法を学んだ。

今年度は、隣接領域（高齢者福祉）における人材育成について、採用から入職後の研修や研修を包括的に運用している組織への聞き取りと長年「児童ソーシャルワーク課程」を行ってきた、日本社会事業大学の取り組みから、日本のこども家庭ソーシャルワーカーにはどのような知識や技術、資質が必要なのか、そのためにはどのような養成教育が必要なのかについての調査研究を行った。これらの情報を、2024年度の新たなこども家庭ソーシャルワーカー資格を実際に開講する四校からなる「コンソーシアム」の会議にて提案した。

## 2. 実施体制・委員名簿

○委員（敬称略、50音順）

安發 明子 立命館大学 人間科学部

久保 樹里 日本福祉大学 准教授

樽沼 あづさ NPO 法人キアアセット

畠山 由佳子 神戸女子短期大学 教授

藤林 武史 西日本こども研修センターあかし センター長

山口 敬子 京都府立大学 准教授

○事務局（早稲田大学社会的養育研究所）

上鹿渡 和宏 早稲田大学社会的養育研究所 所長

徳永 祥子 早稲田大学社会的養育研究所 研究補助者

### 3. 実施内容

---

#### (1) 第1回実施内容

- ・開催日時 2023年6月15日
- ・氏名／所属：株式会社ドットライン代表取締役 垣本祐作氏  
株式会社ドットライン医療・介護事業部部長 岩浪恭平氏
- ・場所：株式会社ドットライン本社及び zoom オンラインミーティング(ハイブリッド形式)
- ・内容：高齢者分野における人材育成の現状と課題の聞き取り

本委員会は児童福祉領域を主なフォールドとして専門資格の内容に検討をするものであるが、第1回目は、高齢者福祉という隣接領域においてどのような人材育成が行われているのか学ぶこととした。これは、育成した人材を採用する側の組織としては採用時点でどのような人材を求めているのか、さらに、採用後の社内での人材育成についても学ぶ機会を得るためにインタビューを実施した。

#### ● 聞き取りの内容

同社での人材育成は以下の3分野に分けて行われている。

##### ① 採用

採用段階ですでに、①介護職に従事するスタッフと②マネジメントスタッフに分けて採用するという斬新な方法を取っている。入社するすべてのスタッフが現場の介護者として働く必要はなく、入所1年以内であってもマネージャーとして活躍できるような体制となっている。

##### ② 評価

##### ③ 研修

評価は分かやすい項目で行われており、評価が60%を下回るなど改善が必要な職員に重点的に研修を提供している。オンライン教材を提供したり、法人が専門学校の運営にも携わるなどシステムティックな研修体制を整備している。実習と座学をリンクさせることをめざしており、知識と意図的経験を行う円環が必要であると考えている。

#### ○広報/イメージ戦略

さらに、同社では、学生や若者がこの会社に就職したい、働き続けたいと思えるようなブランディングや就職後のキャリアパス複数用意されていることが離職防止につながっていた。会社のブランディングに関してはユニクロのクリエイティブディレクター雇用をしており、これまでの介護のイメージを超えて優秀な人材を確保することに尽力している。具体的には、介護や福祉のイメージを「困りごとを解決する」というイメージに変革し、従来の「福祉」や「介護」という分野・枠にとらわれない会社であることを打ち出し人材獲得をしている。

- 委員からの意見

マネジメントとフロントラインに分けることの意義が明確に分かりました。マネジメントはマネジメントに専門性を発揮できる人が行う方が、福祉をバックグラウンドにしている人がマネジメントを行うより効率が良い、という役割分担の必要性について考えさせられました。実際に社会福祉士養成課程に身を置っていますが、「組織と経営」「行財政」といったマネジメントに関連する科目が苦手な学生も多いので、「餅は餅屋」という考え方には納得です。

また、これからこども家庭ソーシャルワーカーはどのような養成を経て、専門性を発揮していくということについても、しっかり検討することが必要だと改めて思いました。以前、イギリスのソーシャルワーカー養成について調べた際に、専門能力育成フレームワーク(PCF)というソーシャルワーク全般に共通する枠組みと、特定の分野の実践の知識とスキルを構築することができる基準(KSS)を示すことで、ソーシャルワークの質的向上を図ろうとしていることを知りましたが、その中身をしっかりと見てこなかったのが、今度調べてみようかと思いました。

## (2) 第2回実施内容

開催日時 2023年11月29日

開催場所：オンライン

内容：日本社会事業大学名誉教授 藤岡孝志先生を招聘しての聞き取り

1998年から実施している日本社会事業大学における「児童ソーシャルワーク課程」について学んだ(2022年度までに640名の修了生を輩出)。

本課程では、学生に児童福祉施設や非行臨床や不登校支援、弁護士事務所など多岐にわたる実習経験を提供しており、座学とのコンビネーションによって深い学びを得られることが分かった。さらに、これらの実習体験が就職活動においても有効にはたらくことがある。それぞれの実習先における学生の感想を共有いただき、実際に深い学びを得られていることを教示いただき、今後の専門職養成の在り方について有益な示唆を得ることができた。

## 児童ソーシャルワーク課程 について

2023年11月29日 18時より

児童ソーシャルワーク課程

元・主任 藤岡孝志

(日本社会事業大学 名誉教授)

fujioka-takashi@chubu-gu.ac.jp

## 児童ソーシャルワーク課程について

- 対象学科： 福祉援助学科
- 定員： 50名
- 登録年次： 1年生の12月に説明会開催、1年生の1月に登録希望。2年生4月からCSW課程の講義演習開始
- 実習年次： 4年生
- 実習期間： 20日間(集中型と断続型、併用型)

## 児童ソーシャルワーク課程の歴史

- CSW課程は本学独自の専門課程であり、厚生労働省からの委託による設置に向けて多くの議論を経て、開設された(平成10年(1998)に設置。今年で、実に、25年の歴史を有している)全国の福祉系大学のなかで、先駆的な子ども家庭福祉領域の専門課程であり、本学の子ども家庭福祉を志す学生の専門性を深めることを目的とした課程である。

## CSW課程修了生 640名

- 2022年度 第23期生が修了した。  
これまで、第1期生から23期生まで、実に **640名の修了生**を輩出した。  
現在4年生がCSW実習に取り組んでいる。  
また、3年生、2年生のCSW課程の学生が、CSW課程専門科目を学んでいる。

## 社会福祉士＋CSW課程修了 を持っていることの意義

- CSW課程を修了すると、**CSW課程修了証**を取得することができる。本学が全国に先駆けて厚生労働省の委託を受けて、この課程を開設してから25年が経った。社会福祉士等受験資格取得のための学習を基礎としながら、**子ども家庭福祉領域**の専門性を**2年次から**深めることができる。4年生での実習は、20日間じっくりと実践現場に触れることができる。また、その内容を実習指導の際に実習生全員で共有することができる(多岐に渡る子ども家庭福祉領域の実習先での実習体験の共有の重視)。→就職後の連携に貢献。

### 1, 本学独自の講義科目・演習を受け ることができる。

- CSW課程の特徴を以下整理する。
  - 1.本学独自の講義科目・演習を受けることができる。特に、**2年生になってすぐに始まる**演習 I は、CSW課程の必修科目でもあるので、CSW課程の学生だけで構成している。ソーシャルワークの面接等を学ぶ際に、社会福祉領域全体に加え、子ども家庭福祉領域を意識した学びができる。2年次から、子ども家庭福祉関係の技能と知識が深まる。2年次から学べることの成果は非常に大きいと言わざるを得ない。講義科目も多く、子ども家庭福祉領域全体を見据えている。**以上を踏まえ、2年生から4年生の実習まで、子ども家庭福祉領域の専門科目を一貫して学んでいる。**

## 2.実習先が非常に多彩でユニーク1

- 厚生労働省から特別に委託された専門課程なので、**子ども家庭福祉領域の実習教育も先駆的であることが求められている**。実習先としても、子ども家庭支援のセンター、自立援助ホーム、法律事務所(司法福祉;弁護士による実習指導)、不登校支援の適応指導教室などの不登校支援専門の実習先、子ども虐待防止の関係機関、障害児支援のNPO団体と社会福祉士実習ではじっくりと行くことができない機関や施設が多くある。

## 実習先が非常に多彩でユニーク2

- その他にも、児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設)、乳児院、母子生活支援施設、更生保護施設(非行領域)、児童養護施設、障害児通園施設、児童相談所など、**社会福祉士実習と同様の施設でも、さらに4年になって実習を深めたいという学生のための実習先も用意されている**。

### 3. 就職の際の面接で

3.就職の際の面接で、本学独自の専門課程を修了し、子ども家庭福祉領域の専門的な学びをしたと言える。

CSW課程の学生の就職率は非常に高い。4年生のCSW実習指導の授業では、就職について考えるために有用な具体的な現場のお話も入れている。現場の専門家の特別講義等。

### 4. 4年生のときの実習指導での最新の内容

4年生のときの実習指導で、実習の内容に合わせた学びをすることができる。最新の内容を含んだ先生方によるチェーンレクチャーもあり、就職後に受けるような施設や機関での研修と同じ内容を、実習指導の際の授業で行なっている。子どもへの関わりや子ども家庭福祉領域の最新の内容について、学外の先生方の特別講義も含んだ先生方からのチェーンレクチャーが受けられる。

## 授業科目 1

2年生になってからすぐに始まる「ソーシャルワーク演習Ⅰ」はCSW課程の必修科目にも位置付けており、CSW課程の学生だけでクラスを構成するため、ソーシャルワークの面接等を学ぶ際に、ジェネリックな内容に加えて、子ども家庭福祉領域を意識した学びができる。さらに、「問題を抱える子どもへの支援Ⅰ（児童虐待・トラウマ）」は、子ども虐待やトラウマ、そして、アタッチメントのことなどを掘り下げる科目である。また、「問題を抱える子どもへの支援Ⅱ（障害児）」は、幅広く障害児について学ぶことができている。そして、「児童の健全育成」、「発達心理学Ⅰ」、「子どもの臨床教育心理学」、「養護原理」、「問題を抱える子どもと家族への支援事例」、「スクールソーシャルワーク」など、2年生において学んでおくべき基幹科目が配置されている。

## 授業科目 2

3年生では、さらに、「子どものケースマネジメント」、「家族ケースワーク・家族療法」などを通して、ケースアセスメント、ケースマネジメントなどを具体的な事例を通して学ぶ科目が設置されており、ソーシャルワーク活動を進めるうえ、ケース進行を踏まえた全体像を把握できるように科目が整備されている。そして、子ども家庭福祉領域の法学的な視点の涵養のために「社会福祉と権利擁護」が配置されている。家庭裁判所調査官、保護観察官、少年鑑別所、更生保護施設などへの就職も視野に入れた学生も本CSW課程を受けており、本学における子ども家庭福祉領域の教育の重要な一部門を担っていると言える。子ども虐待領域だけではなく、非行や不登校を視野に入れたカリキュラムとして、3年次に受講する「問題を抱える子どもへの支援Ⅲ（非行・不登校）」も重要である。さらに、医学領域からの連携と視点を深める「乳幼児精神保健」もCSW課程独自科目として設置している。

## 授業科目 3

4年次のCSW課程科目は、以上の科目の積み上げを前提として、4年次にさらに「問題を抱える家族への支援」も受講している。そして、4年次に、20日間の実習が始まる。CSW実習は、「子ども・家庭ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」という名称で位置づけていて、同時別途開講の演習科目としての「子ども・家庭ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」は前期15回、後期15回である。ともにⅠ・Ⅱと通年科目とすることで、4月から1年間かけて、じっくりと実習及び実習指導をすることが実現している。先駆的な実習先であればあるほど、ルーチン化された実習日程が組みづらく、年間を通した計画を立てざるを得ない。特に、CSW実習は、社会福祉士実習のような実習先の要件の縛りがなく、弁護士事務所やフリースペースでの実習に象徴されるように、極めてユニークな実習先を多岐に渡って開拓してきた。

## 実習先 例 2022年度

以下、2022年度の実習先である。

複数の自治体の子ども家庭支援センター(児童相談所との連携含む)、複数の弁護士事務所(子どもの意見表明等)、複数の適応指導教室(不登校支援等)、複数の障害児通園施設(支援センター)、障害児及びその家族への支援をしているNPO団体、学習支援(生活困窮家庭の学習支援)、子育て支援NPO団体(在宅子育て支援、地域子育て支援等)、施設(乳児院と児童養護施設の一体化施設)、児童心理治療施設機能を有する子ども家庭福祉施設、子ども虐待予防に特化したセンター、更生保護施設(非行関係)等。

2021年度までも、他に、児童相談所、乳児院(乳幼児支援)、里親支援の機能を有するセンター、フリースペース、学校の中の障害児学級等多岐にわたっている。

## 本学のCSW課程の特徴 まとめ

- 4年生での実習であり、社会福祉士実習の上乗せ実習であること。
- 実習先が多岐にわたっていること。子ども虐待、子育て支援、不登校、いじめ、発達障害、生活困窮・子どもの貧困、子どもの権利擁護、等
- 年次ごとの専門科目を設定していること。
- 実習先には、「CSW課程を代表して行っていること」を学生が意識していること(学びの共有)。
- 実習後のシェア、実習報告会。実習先との連携。
- 実習での学内外のSVを強化していくことを目指す。

## CSW課程を担当してきて痛感したこと

- 基本、**実習先は、多岐にわたっているほうがよい**。4年生は大変だけれども、(社会福祉士実習を終えた)4年生だからこそできる専門的な実習が可能となる。社会福祉士実習(3年次)は、子ども家庭福祉領域に限らず、どこに行こうが、非常に重要。CSW実習の基底になっている。
- **臨床力を育てることが重要と考えている。実習生一人ひとりが向き合うケースの向こう側に、社会問題、生活における課題、社会福祉制度改革、社会福祉政策立案の種が存在しており、それを感じ取り、いかに臨床から制度・政策につなげていくかとの問題意識は、徹底して、学生一人ひとりの臨床力を育てることに尽きるのではないか、との実感を長年の経験から感じている。そのためには、実習先を、それらのニーズに合った内容で支援していただけるよう、大学と臨床現場、実習現場と連携しあって、CSW課程のように長い年月をかけて、信頼関係とともに、一緒に実習内容を精査、開拓、構築していくことが必要となる。以下は、CSW課程の学生の声(CSW実習で学んだこと)である。**

## 学生の学び1 子育て支援系(地域での子育て支援・児童館等)

- ①地域での子育て支援の活動を多く体験させていただき、それぞれの持つ意味を深めることができた。
- ②生活困窮者支援、学習支援に行かせていただいて、学習支援の場では、信頼関係の重要性があり、中学生との信頼関係構築のための空間のつくり方など深く学んだ。高校生の居場所支援での配慮点も学ぶことができた。また、家計改善や就労支援などの生活困窮者自立支援のことについても深く学べた。居場所支援や学習支援が、生活困窮者支援にどうつながっているのかということも学び、また、関係性ができていることから将来にわたる相談もできることも深く学ぶことができた。困窮家庭だからこそその支援の必要性を、実習を通して学べた。
- ③地域の子育て支援団体に行かせていただいた。その場所では、当事者性ということが強調されていて、もともと子育て中にお世話になり、その後支援員になったり、支援員がその地域の住民であったり、子育て経験者だったりする。その意味で、支援者としての側面と、その地域に暮らす住民であることによる「隣人性」としての側面もあり、地域での子育て支援が持つ深い意味を、実習を通して実感することができた。藤岡(2023)より 以下同じ

## 学生の学び2 社会的養護系 (児童養護施設・児童心理治療施設)

- ④児童養護施設に行き、関わりの中で感じたことでは、子どもたちの気持ちにその時その時で寄り添うことの大切さを学んだ。また、子どもとの適度な距離感も必要であり、そのことも十分留意しながらも、甘えさせてあげる場を作ることが子どもたちの安心感につながるということも実感できた。日常生活でアツと気づいたことがとても大切なことであり、その小さな気づきを疎かにしないことが生活支援において大事であることを学んだ。愛着形成は大事だが、職務上同じ支援者が毎日ずっといるわけではない施設養育の中でその難しさも痛感した。専門性の向上の必要性や連携の重要性も学ぶことができた。
- ⑤児童心理治療施設に行き、子どもたちとの関わりの中で、言葉だけではない関わりがあることを学んだ。また、子どもの言動を表面だけでとらえるのではなく、疑問をもって深く見ること、考えることの大事さを職員の実践から教えていただいた。また自分について考えるワークシートに取り組むことができ、自分について振り返り、過去に向き合うことの苦しさや難しさや大事さを痛感した。そして、それが子どもたちとの関わりでの理解(子どもたちの行動の激しさへの対応など)につながるということを実感できた。ソーシャルワーカーとしての自己覚知の重要性は学んでいたが、そのことを実感することができた。

### 学生の学び3—虐待対応機関系(児童相談所・子ども家庭支援センター等)

⑥3年の社会福祉士実習で児童相談所での実習と比較して、CSW 実習では、地域により近い場面での支援を行っていることを感じるが多かった。地域の民生・児童委員との連携や地域での保育園との情報共有の重要性を深めた。

⑦地域の子どもやお母さんたちと関わる「子育て広場」などに実習に行き、お母さん自身が支援の受け手であり、担い手であることが非常に印象に残った。「誰もが支援の担い手であり、受け手である地域」ということを、実習を通して深く学んだ。専門職としての支援者ということで、Well-being の観点をもって関わることや支援者支援の重要性に気づいた。家庭を多角的にとらえるために、関係機関との連携が必要であることを痛感した。支援が必要な家庭をどう支援するのかということの具体的な道筋を理解することができた。

⑧母親の気持ちを受け止めてくれる場所の必要性を痛感した。面前 DV の被害にあった子どもとその家族への支援での職員の関わりが非常に勉強になった。他職種・他機関との連携のことや支援者から親へ、親から子へと伝わる支援の輪の重要性やさらには支援者支援についても深く学ぶことができた。

⑨気持ちの変化に寄り添う支援の中で、「母子逃げ」のケースから、気持ちに寄り添いながら、あくまでも伴走者としてかわり続けることの大事さを実感できた。事例検討会議に出席して、見立ての重要性や支援方針を考えることの重要性を実感できた。

### 学生の学び3—虐待対応機関系(児童相談所・子ども家庭支援センター等)

⑩支援会議のなかで、保健師などの関係職種が存在し、様々な視点のあることの大事さを痛感して、他(多)職種連携の重要性を深く学ぶことができた。支援者へのスーパーヴィジョンの重要性も学ぶことができた。

⑪訪問や面接に多く同席させていただき、親が抱えている悩みを直接聞かせていただくと、家庭には様々な課題やニーズがあることを実感することができた。受容や共感等の技法を通して、支援途中で関係が途切れないようにすることが大事であることを学んだ。同席をした後に、記録の入力を練習としてさせていただき、訪問したり、面談した時のことを客観的に振り返ることができ、ニーズの把握や面談の主訴などを自分の中でも明確にすることができた。利用者の考えるニーズと支援者の考えるニーズとに違いがあるのを実感する機会があり、考え方にずれが生じると、支援のゴールがわからなくなるため、支援者のニーズと利用者のニーズを明確にして支援していくことが大事であることを実感することができた。ケースに関わる支援会議にも出席させていただき、その職員と他職種の連携が重要であることを実感することができた。

⑫地域見守りのために、被虐待のリスクがある子どもの保育園等の所属があることの大事さを痛感した。また、会議以外にも、複数の担当者が集まって話をする場面に多く遭遇し、チームで共有しあうことや気軽に話し合う雰囲気的重要性を痛感した。折に触れて専門職の意見を聴いたり、会議を重ねて慎重にケースを進行していたりして、実習を通してこそ見えてくることであった。また、関係機関との連携の場に同席し、センターの外での実習も多く、当初の予想に反して意外であり、非常に勉強になった。

⑬他職種との連携の重要性を痛感し、特に、保健師の役割を改めて学ぶことができた。依存症の方との関わりや乳幼児との関わりでの連携で、保健師の観点も参考になり、家庭がよい状態に向かうために、他職種と連携しながら、ソーシャルワーカーがすべき点などについて学びを深めることができた。

⑭面接に同席させていただいた際に、家庭では様々な問題が絡み合っていて、子どもの思いや苦勞やどんなことに困っているかを傾聴することの大切さを実感し、そこからニーズをくみ取っていくことの大事さを痛感した。また、母子生活支援施設での若年妊娠の母親と関わる機会があったが、母親の思いを汲み取りながら、支援者としての思いの伝え方について学び、深く考える機会を得た。

### 学生の学び3—虐待対応機関係(児童相談所・子ども家庭支援センター等)

さらに、子ども虐待予防の専門機関での実習での学びでは、⑮子ども虐待予防の専門機関での実習に行かせていただき、支援を展開するときになぜその支援をするのかということの根拠をしっかりと意識することの大事さを学んだ。また、子ども食堂や里親の会、電話相談、ペアレンティングプログラムなども実習の中で学ばせていただいております。地域の身近な場所で気軽に悩みなどを相談できる体制があることがいかに大事であるかということを実感することができた。また、関係機関の連携で、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携の場面を実習中よく見ることもできたが、ただつながるのではなく、相手の組織の形であったり、思いを踏まえてから、いい形につながりあうことが大切であると感じることができた。

### 学生の学び4—教育機関・不登校支援系(教育委員会・フリースペース・フリースクール等)

学生の学びとしては、

⑯適応指導教室での子どもたちの関わりや学校の中での相談室での子どもたちとの関わりで、子どもたちが来やすいように相談室での雰囲気や声掛けを配慮していて、そのことの大事さを痛感した。複数の学校の相談室に行けたが、学校によって、相談室の雰囲気が異なり、その点も印象に残った。また、ソーシャルワーカーや相談員、教員の連携の重要性なども掘り下げることができた。

⑰支援者と子どもたちの関係構築の重要性を実感できた。ソーシャルワーカーと教師との関係の重要性を痛感した。ソーシャルワーカーは、細かい点まで教師とコミュニケーションをとって共有していて、日常的な関係構築があるからこそその情報共有であることを実感することができた。今日の不登校支援についても、不登校に陥るのは学校だけではなく、他でエネルギーが失われたから学校に行けなくなるのであり、家庭支援、地域支援などの重要性があり、その点を支援の中で深めなければならないと痛感した。子どもの卒業後もつながりを配慮しておくなど、「切れ目のない支援」が大事であることも実感できた。

⑱学校の中での相談室での実習では、支援の体制が届いていないと、子どもたちへの安定的な場になっていけないということを実感でき、その工夫を学ぶことができた。適応指導教室については、家の外に出られているという現状を大事にすること、不登校の子どもたちの現状についても深く学ぶことができた。

## 学生の学び—5 発達障害支援系(発達障害支援センター等)

学生の学びとしては、

⑱切り替えが難しい子どもたちの支援の大変さを目の当たりにしたが、職員は、その意思表示を大切な成長の一端であるにとらえ、丁寧に関わっていることから、支援の要点を学べた。保護者支援が行われていて、子育ての中で不安や発達上の心配なことを、活動を通して見えてくる子どもたちの姿から、わかりやすく職員が保護者に伝えていて、勉強になった。施設内で様々な専門性を有する人がそれぞれの立場から、子どもたちが帰った後、子どもたちのことや支援のことを振り返り、語り合っによりよい支援につなげており、その席に同席することで、多面的、多角的に子どもたちのことをとらえることの大事さを学んだ。また、学齢期前に限らず、学齢期後も支援を地域の中で継続しており、長期的に切れ目のない支援を行うことの重要性を実感することができた。

⑳子どもとの関わりの中で感じる自分自身のコミュニケーション上の課題なども痛感することができた。また、自分自身の自己覚知も子どもとの関わりを通して深め、自分自身の改善なども掘り下げることができた。

## 学生の学び—6 司法福祉系(弁護士事務所・更生保護施設等)

学生の学びとしては、

㉑弁護士とソーシャルワーク機能との関連性も感じることもできた。また、法律的な観点を持つことの大事さなど、弁護士事務所に行けたからこそ感じることができたアドボカシーや人権意識などについて深く学ぶことができた。また、弁護士とソーシャルワーカーの共通点と異なる点などを考えることができた。さらに、弁護士の思考の仕方、根拠・裏付け・証拠などの事実関係を積み上げることの重要性などを実感することができた。このような弁護士との連携での要点を深く学ぶことができた。相談者の立場にたって、弁護士としての関係機関との連携も垣間見ることができた。

㉒司法と福祉の観念の違いと共通点を意識しながら、実習を進めることができた。弁護士の観念は、事実確認を重ねる点など学びが多かった。また、司法手続きにおける「子どもの意見表明」についてまだまだ十分でないと感じ、ソーシャルワークの観点から意見表明について深く考えることができた。実習指導をお願いしている弁護士は、クライアントと話す際も、関係に配慮しながら事実確認を重視するところから入り、裁判の結果も重要だが、本人の希望をかなえることを重視しているということも教えていただき、印象に残った。

以上、藤岡(2023)より

## 新しい資格に求めること

- 将来の子ども家庭福祉領域の根幹となる資格であることを鑑み、その覆う領域は、幅広い視野に立ち、かつ時々刻々と変化する時代を反映させるように柔軟な枠組みにすることが肝要と考える。
- そのためには、CSW課程のような多岐にわたる実習先が極めて重要であり、その指導体制、指導教員スタッフは、SVができる専門性と経験を有する教員がふさわしい。養成課程のカリキュラムとともに、スタッフの要件についても慎重な検討が必要と考える。
- カリキュラムについても、知識・技能習得と実習との連動、そして、それを踏まえた実習報告会等による自己表現力(存在性)の涵養も、多職種連携を視野に入ると非常に重要である。例) 典型ケースに基づく事例研究、面接技能修練、多職種連携ロールプレイ等。

## 引用文献

- 藤岡孝志 2023 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程の歴史と実習教育に関する研究—子ども家庭ソーシャルワーカー養成25年の歩みを通して— 日本社会事業大学研究紀要 69,95-113. [kiyou-69-95-113 \(2\).pdf](#)
- 藤岡孝志監修 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編 2010 これからの子ども家庭ソーシャルワーカー—スペシャリスト養成の実践— ミネルヴァ書房



### (3) 第3回実施内容

開催日時：2024年3月14日

開催場所：西日本こども研修センターあかし

内容：明石研修センターとの合同開催研究会

「早稲田大学社会的養育研究所 こども家庭ソーシャルワーク資格委員会×こども家庭ソーシャルワーカー養成プロジェクトスタートアップミーティング合同会議」

前半は、藤林 武史氏（西日本こども研修センターあかしセンター長）よりこども家庭ソーシャルワーカー資格創設までの経緯と展望について発表いただいた。

委員からは以下の点について提案がなされた。

- ① オーストラリアでは子ども福祉の専門職は離職率が高いという問題がある。待遇面では、民間の方が良く、公務員よりも人気がある。
- ② 韓国では、児童保護に関しては民間団体が担ってきた経緯がある。その後に公的責任で介入することになった。公的部門が立ち上がって3年程度だが、多くの方が民間から行政に移籍した。民間の専門機関の専門性は高く、スーパーバイズできる人がいる。警察との連携も進んでおり、民間団体の人材育成能力は高いという印象。
- ③ こども家庭福祉分野における共通言語や共通の価値が必要。何を担う人なのかを明確に打ち出すことが必要。結局公務員であるということにならないように。フランスでは、資格を取得するためには、100時間の実習と1450時間の座学が必要である。関係性の構築（社会的・身体的・心理的側面、社会的な関係性の構築）、個人と集団のサポート、社会的・教育的アクション（連携の在り方を追究）、職業の発展を担う（政策提言・意見を発信するなど）  
フランスでは、エデュケーターは、医師と比較されることが多いものの初任給は30万円程度。ビジネスパーソンは、初任給が90万円程度であることも多く、それほど人気のある職種だとは言い難い。  
資格を新設するにあたっては、その資格の価値観を明言していくことが重要である。さらに、管理職にも教育が必要だといえる。利用者と部下両方の権利を守るという意識を普及するような管理職教育が必要である。
- ④ 英国は、実習時間が長く、大学でスーパービジョンを受けることができる。日本の場合も、フレームワークをしっかり作っていくことが大事。この資格を持った人が、スーパービジョンができる人を作っていくことが重要である。さらに、資格取得後にブラッシュアップできるような機会や個人が厳しい状況に陥った時に休息できることが大事。
- ⑤ 児童福祉の仕事に対する魅力の発信が大事。若い人たちへのアピールをしていきたい。高校生や大学生に向けた発信を考えている。やってみたい仕事として受け入れてもらえるようにしたい。前に進んでいる感覚が持てるような仕事になればと思う。大変ではあるが、やってみようと思える仕事にしていきたい。児童の分野は変革期であり、いろいろなことが変化することに関わることの醍醐味を感じられるようにしていきたい。さら

に、学部生に対するカリキュラムも重要だと考えている。

また、現場と研究が循環するような仕組みも必要である。例えば、医者や看護は奨学金を出して、学生を呼ぶ仕組みがある（御礼奉公はあるが）。人材を育てていく仕組みが必要。その大学に行きたいという高校生が増えてくるのではないか。

- ⑥ これから新しい価値を作っていくという感覚がある。諸外国はなぜ待遇がいいのか考えていく必要がある。日本でも専門職集団が声を上げていくことで社会的な評価が上がっていくはずである。この仕事が尊い仕事であることを訴えていくことが必要である。そのためにこの資格があるのではないかと思う。

後半は、2024年度の子ども家庭ソーシャルワーカー養成課程に実際に参画する四つの機関からなる「コンソーシアムメンバー」で主に2024年度の録画講義や演習の登壇者についての決定を行った。さらに、対面及びオンラインで行う「演習」の実施方法や内容についてもそれぞれの立場から意見を出し合い、議論した。大枠の科目内容は示されたものの、実施校によって実施方法や考え方にはばらつきができることが想定されるため、「コンソーシアム」で目指すことについての認識を共有することができた。

## ● 参加者

### 現地参加

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・ 上鹿渡和宏          | 早稲田大学            |
| ・ 原田敬文 大西清文      | 豊岡短期大学           |
| ・ 和仁里香 森泉摩州子     | 徳島文理大学           |
| ・ 橋本達昌 佐々木美樹     | 一陽               |
| ・ 小澤雅人           | 映像クリエイター／映画監督    |
| ・ 藤林武史 芦田拓司 佐藤 剛 | 西日本こども研修センターあかし  |
| ・ 姜 恩和           | 目白大学             |
| ・ 鶴田智子           | 福岡市役所            |
| ・ 安部計彦           | 西南学院大学           |
| ・ 清水冬樹           | 東北福祉大学           |
| ・ 保志幸子           | 特別区職員研修所         |
| ・ 北谷多樹子          | 堺市こどもセンター        |
| ・ 徳永祥子           | 立命館大学／早稲田大学研究補助員 |
| ・ 山口敬子           | 京都府立大学           |

### オンライン参加

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| ・ 宮本雄司 | 早稲田大学              |
| ・ 岡安朋子 | 早稲田大学              |
| ・ 安發明子 | 立命館大学／日本学術振興会特別研究員 |

● 次第

1. 開会挨拶

上鹿渡 和宏 早稲田大学社会的養育研究所 所長

2. プレゼンテーション こども家庭ソーシャルワーカー創設までの経緯と展望

藤林 武史 西日本こども研修センターあかし センター長

3. 委員会メンバーからのコメント

こども家庭ソーシャルワーカーに期待すること（諸外国の運用を踏まえて）

4. こども家庭ソーシャルワーカー養成プロジェクトスタートアップミーティング

○「こども家庭ソーシャルワーカー」資格のための研修の認定に関する実施要項

○指定研修講義動画進捗状況共有（報告）

○指定研修演習実施機関等から（報告）

豊岡短期大学／徳島文理大学／児童家庭支援センター一陽／早稲田大学

○よりよい演習を創造していくために（ディスカッション）

4. 閉会挨拶

藤林 武史 西日本こども研修センターあかし センター長

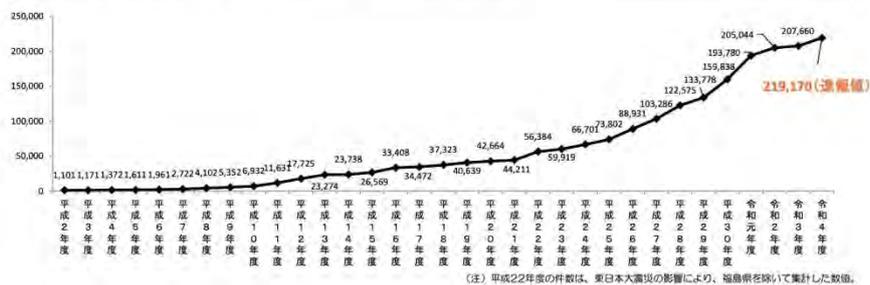
## こども家庭ソーシャルワーカー、創設の経緯と意義、研修の実際

西日本こども研修センターあかし  
藤林 武史

### 創設の背景

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は **219,170件(速報値)** で、過去最多。

- ※ 対前年度比+5.5% (11,510件の増加) (令和3年度: 対前年度比+1.3% (2,616件の増加))
- ※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。
- 【主な傾向】
- ・心理的虐待に係る相談対応件数の増加 (令和3年度: 124,724件→令和4年度: 129,484件 (+4,760件))
- ・警察等からの通告の増加 (令和3年度: 103,104件→令和4年度: 112,965 (+9,861件))
- ・令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への働き取り
- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



虐待通告件数の増加、虐待死亡・重大事件の発生

「児童期逆境体験」  
支援が届かない家庭や子ども



子ども・ユースにとっての不利益

虐待の重症化・死亡事件、心身の発達の影響、  
情緒・社会性・学力への影響、思春期の危険な行動、  
「ヤングケアラー」、成人期の心身の疾患、社会適応の困難、  
子育ての困難や「虐待の世代連鎖」

社会的養護の問題

大規模施設中心  
閉鎖的な一時保護施設  
職員の配置基準の低さ  
長期間の措置  
(パーマネンシーが保障されていない)  
家庭復帰後のフォローの脆弱さ  
アフターケア制度の立ち遅れ



子ども・ユースにとっての不利益

心理社会的困難を抱えた多くのケアリーパー

## 児童福祉法は改正されてきたが

- 2000年児童虐待防止法、2004年児童福祉法の改正
  - ・ 児相・市町村の役割は明記されたが、人員も専門性も不十分。「注意喚起」「見守り支援」「公務員としての業務（ソーシャルワークは？）」
  - ・ 主として大規模施設を受け皿とした社会的養護



- 2016年児童福祉法の改正 子どもを権利の主体、家庭養育優先原則、市区町村こども家庭総合支援拠点、都道府県社会的養育推進計画
  - ・ 児童相談所強化プランで児相職員のみ大幅に増員
  - ・ 児相・市町村・施設等職員の専門性の問題は未解決
  - ・ 「子どもが権利の主体」の発想が広がらない

## 現場で生じていることは？

### 児童相談所

定数は増えたが確保が困難  
 養成校で習ったことと現場との  
 ギャップ→離職等へ  
 新人ばかりの職場  
 「公務員」意識

### 市町村

定数は増えない  
 福祉職の配置が進まない  
 短期間での異動、SVがない、  
 経験と専門性の蓄積が困難

連携問題

共通の基盤がない

### 児童福祉施設

多機能化の方針のもと、ソーシャルワーク機能が期待されるが、人材の確保が困難、ケアワーカーの登用は進むが、研修機会が不足

### その他

医療機関、学校、NPO・民間団体のソーシャルワーカー

## 2022年 児童福祉法改正

### こども家庭庁 **改正法の施行に向けた検討状況（目次）**

○ 概要・スケジュール	3
○ こども家庭センター	5
○ 一時保護施設の設備・運営基準案等	18
○ 親子再統合支援事業（親子関係再構築支援）	36
○ こどもの権利擁護	40
○ こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）	47
○ 一時保護時の司法審査	63
○ 地域子育て相談機関	74
○ 家庭支援事業	80
○ 里親支援センター	109
○ 児童自立生活援助事業	120
○ 社会的養護自立支援拠点事業	125
○ 妊産婦等生活援助事業	135
○ 在宅指導措置委託	140
○ 都道府県社会的養育推進計画について	142

## 2022年児童福祉法改正には専門性がさらに必要

### 児童相談所

こどもの権利擁護・意見聴取等  
措置、司法審査・・・

### 市町村

こども家庭センター、統括支援  
員・・・

現状と期待される役割  
とのギャップの広がり

### 児童福祉施設

里親支援センター、自立生活支援  
事業、在宅指導措置・・・

### その他

社会的養護自立支援拠点事  
業、家庭支援事業・・・

## 創設までの経緯

2016年 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

2020年 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ

2021年 社会保障審議会 児童部会社会的養育専門委員会

2022年 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会

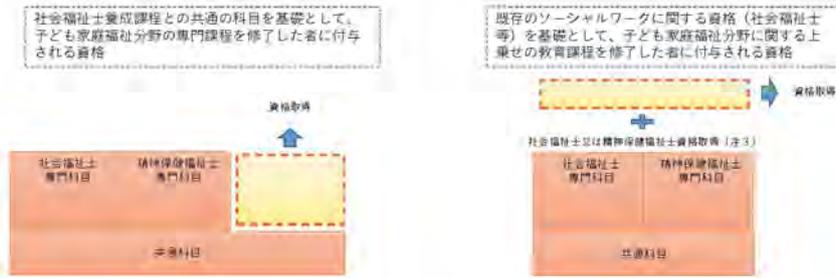
2023年 令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業  
「こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ

- ・ 子ども家庭福祉分野全般にわたって専門的な知識・技術・態度を身につけることが必要。
- ・ 子ども家庭福祉分野独特の専門性の中身として、権利擁護、子どもの発達を捉える視点、子どもの自立を見通す視点、家庭全体を見据えた虐待予防の視点、親子の分離などの権利制限を伴う介入的ソーシャルワーク、家庭や学校など子どもを中心とした環境に働きかけるソーシャルワークなど
- ・ 社会福祉士の養成課程においては、（略）十分に担保できる状況にない。このため、子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組みとして資格の創設を検討

子ども家庭福祉の資格について（粗いイメージ）

（参考資料）



- （注1） 上記は4年制の福祉系大学等で指定の科目を履修するルートを示したものの、実際には、修業年限や大学等の履修科目の違いに応じて、卒業後に一定期間の実務経験が必須としたり、養成施設での取手を必須とするなど、様々なルートが考えられる。
- （注2） 資格取得の方法としては、試験に合格する、認定された教育課程を修了する、などが考えられる。
- （注3） 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成課程を修了することを要件とし、それらの資格の国家試験合格までは要件としない形も考えられる。
- （注4） このほか、大学等の養成課程を修了することに加え、採用された後に現場で長期の実習課程を修了することで初めて取得できる資格とすべきとの意見があった。

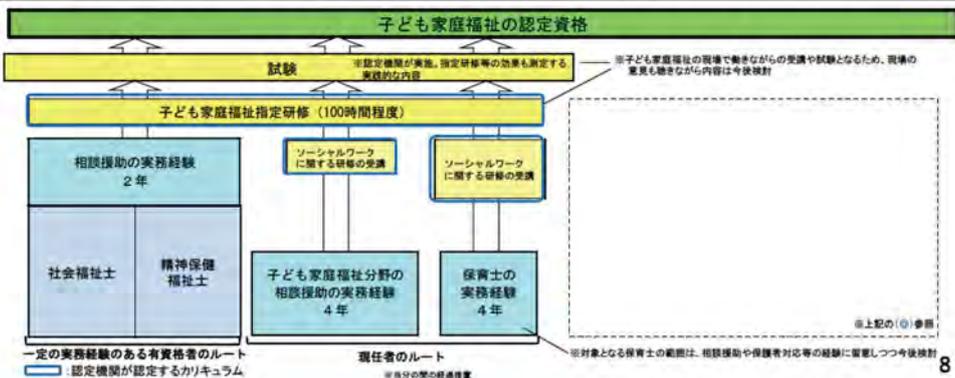
「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ」より引用

社会的養育専門委員会において、専門資格の必要性の議論は合意は得たものの、その資格の立て付けについては議論が白熱

当事者委員「議論ばかりしていなくて、早く、専門性の高い人材を配置してください」という趣旨の発言

## 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。  
※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（候補）」とされているが、名称は今後検討
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上に位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。  
※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応も要する事項についての適切な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。  
 ※2：要件の相違は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に際することとする。
- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術が必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（※3）  
※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技能や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



厚生労働省資料：児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要より

## 2022年児童福祉法改正

- ・「一定の業務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を導入する」
- ・「この新たな資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上に位置付ける」（2024年4月から市町村に新たに配置される統括支援員に本資格が位置付けされている）
- ・「（略）資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

## 全国にこども家庭ソーシャルワーカーができると (増えると) 何が変わるのか (私見)

(検討委員会とりまとめ)

「子ども家庭福祉分野で支援に携わる者の資質の向上」

「共通言語を持つことによる円滑な連携」

「人材確保問題、早期離職問題の解決」

「自治体等における短期人事異動問題の解決」

「当事者や社会からの信頼度」「倫理綱領」

「専門職集団の形成」「施策形成などソーシャルアクション」

「子どもの権利保障のさらなる推進」

## こども家庭ソーシャルワーカー研修に対する期待

1. こども家庭ソーシャルワーカーは、子どもの権利を守り、最善の利益を追求する重要な役割
2. 全国どこにおいても、本資格を取得した者が増えることで子ども家庭福祉のいっそうの推進、さらなる子どもの権利保障が期待
3. R6年度に実施される指定研修の成否が、今後のこども家庭ソーシャルワーカーの定着に大きな意味。
4. R6年度の研修実績を基に、R7年度以降、質の高い研修が全国各地で展開されることは、大きな社会的な価値
5. 「こども家庭ソーシャルワーカー養成プロジェクト（仮称）」は、今後、質の高い研修を全国に普及していく重要な意味

---

早稲田大学大学院 総合研究機構  
社会的養育研究所

こども家庭ソーシャルワーカー養成の  
あり方に関する調査研究委員会  
2023年度 報告書

2024（令和6）年8月

---

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION